

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 派遣社員の報酬と源泉徴収

**Q** : 当社では、先月から、人材派遣会社から経理事務の派遣を受けています。

ところで、派遣会社に支払う派遣社員の給料について、所得税の源泉徴収が必要でしょうか。

**A** : 基本的には、人材派遣業者から派遣社員を受け入れた際に支払う報酬は、源泉徴収の必要はありません。

### 【解説】

リストラブームを背景に、人材派遣へのニーズが高まっているようです。

人材派遣会社から派遣社員を受け入れた際に支払う支出は、会社と派遣社員との間の雇用契約があるわけではありませんので、「給与」には該当しません。この場合は、派遣会社が派遣社員に報酬を支払う時に、給与として源泉徴収することになります。

ただし、この取扱いは、システムエンジニアリング、通訳・翻訳、秘書、財務、文書ファイリングなど「派遣事業対象業務」として政令で指定された26の業務についてのみです。

たとえばマネキンや家政婦などといった26業務に該当しない業務について人材の派遣を受け、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係がある場合には、仮に派遣労働者の報酬を派遣会社へ支払った場合でも「給与」として源泉徴収する必要があります。

